

産業廃棄物処理施設設置許可証

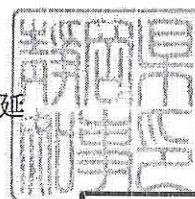
平成18年10月18日

住所 大阪府泉北郡忠岡町新浜1丁目5番21号

名称 木材開発株式会社 代表取締役社長 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

静岡県知事 石川 嘉延



許可の年月日	平成18年10月18日	許可番号	第070110	複写無効
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施設の種別 政令第7条第8号の2 破碎施設 処理する産業廃棄物の種別 木くず			
設置場所	静岡県藤枝市横内299-1, 299-2			
処理能力	木くず 200.0t/日(10時間)			
許可の条件	—			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。			